

砂川市選挙管理委員会告示 第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、同項に定める選挙人名簿の定時登録の日を次のとおり変更した。

令和6年5月20日

砂川市選挙管理委員会 委員長 千葉 美由紀

登録の日

- 1 令和6年6月1日を、令和6年6月3日に変更する。
- 2 令和6年9月1日を、令和6年9月2日に変更する。
- 3 令和6年12月1日を、令和6年12月2日に変更する。